

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県自動車税事務所長 川 端 雅 哉

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
中里石油株式会社	代表取締役 中里 公造	埼玉県川口市弥平一丁目十二番十四号	平成二十七年十二月三十一日